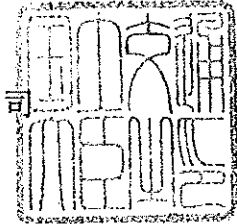


国海総第462号
平成22年1月13日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣
前 原 誠 司



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第94号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
真宝海運有限会社	熊本県上天草市松島町阿村490番地	1
大福海運有限会社	熊本県上天草市松島町阿村501番地の2	1
三和汽船株式会社	広島県呉市三条三丁目11番1号	1
鶴見サンマリン株式会社	東京都港区西新橋一丁目4番7号	1